

<b>① 件名</b>								
石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金の見直しについて								
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>								
<p><b>【背景】</b>                  介護施設等の整備については、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、県及び市が制定した補助金交付要綱に基づき補助金が交付されている。                  今般、県より、平成30年8月2日付けで補助金交付要綱の一部改正の通知があり、補助単価等の見直しが行われた。</p> <p><b>【目的】</b>                  高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいた施設整備を行う事業者に対し補助金を交付することにより、安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう基盤整備を推進するため、本市においても県と同様の見直しを行うもの。</p>								
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>								
<p><b>【根拠法令】</b>                  地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）                  地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱（宮城県）                  石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱（平成28年石巻市告示第141号）</p> <p>〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<b>有</b>・無〕                  第4章 安心して健やかに暮らせるまち                  第4節 安心と誇りを持って住み続けられる高齢者福祉を充実する                  3 介護保険制度・介護予防を充実する</p> <p>〔個別計画との整合性〕                  石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画</p>								
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>								
平成26年	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布							
	（国）地域医療介護総合確保基金管理運営要領の制定							
平成27年	（国）地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部改正【介護分の追加】							
	（県）地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の施行							
平成30年	（県）「地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の一部改正について」（宮城県保健福祉部長通知）							
<b>⑤ 主な内容</b>								
1 補助対象施設の追加（地域密着型サービス等整備助成事業）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助単価</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模な介護医療院 （定員29人以下）</td> <td>25,000～53,400千円の範囲で市長が定める額</td> <td>1施設当たり</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助単価	単位	小規模な介護医療院 （定員29人以下）	25,000～53,400千円の範囲で市長が定める額	1施設当たり
区分	補助単価	単位						
小規模な介護医療院 （定員29人以下）	25,000～53,400千円の範囲で市長が定める額	1施設当たり						
※介護医療院：要介護高齢者の長期療養・生活施設（平成30年4月創設）								

2 補助単価の上限の増額（施設開設準備経費等支援事業）

区 分		補助単価		単 位
		改 正	現 行	
地域密着型施設（定員29人以下）	地域密着型特別養護老人ホーム	800千円以内で市長が定める額	621千円以内で市長が定める額	定員1人当たり
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模な介護医療院（新設）			
	小規模なケアハウス			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	13,300千円以内で市長が定める額	10,300千円以内で市長が定める額	1施設当たり
	都市型軽費老人ホーム	400千円以内で市長が定める額	310千円以内で市長が定める額	定員1人当たり
	小規模な養護老人ホーム			
	施設内保育所	4,000千円以内で市長が定める額	3,100千円以内で市長が定める額	1施設当たり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

事業者に対し、施設整備費や開設準備経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を補助することにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備が図られる。

【財源措置】

地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金【宮城県】  
補助率（10/10）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年8月 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の一部改正（平成30年9月1日から施行）

⑨ その他